

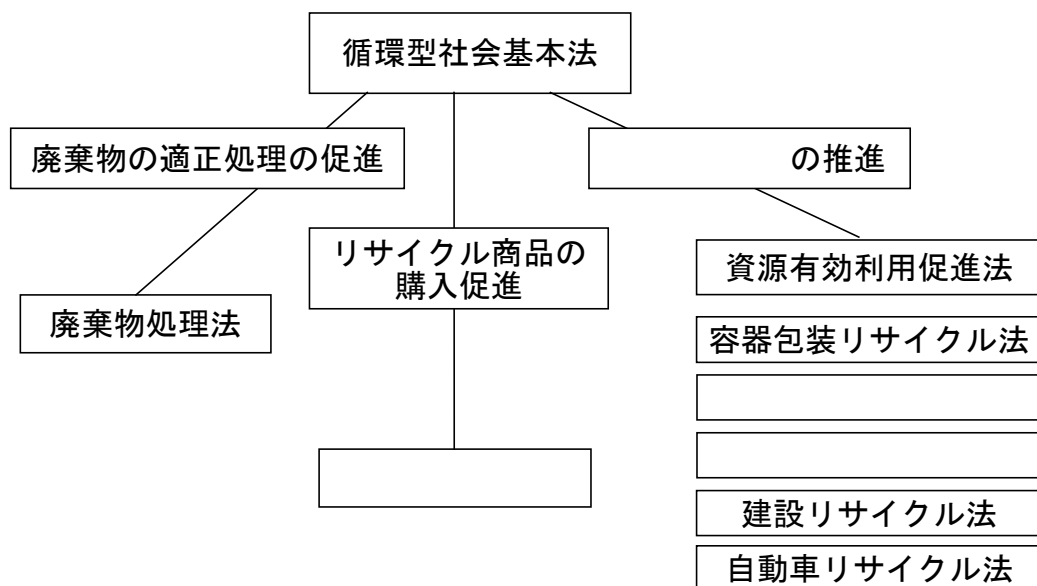
消費生活とリサイクル

- 循環型社会基本法
- リサイクル関連法
- 循環型社会に向けた一般的課題

1
1

循環型社会基本法

- 廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律(2000年制定)
- 資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的

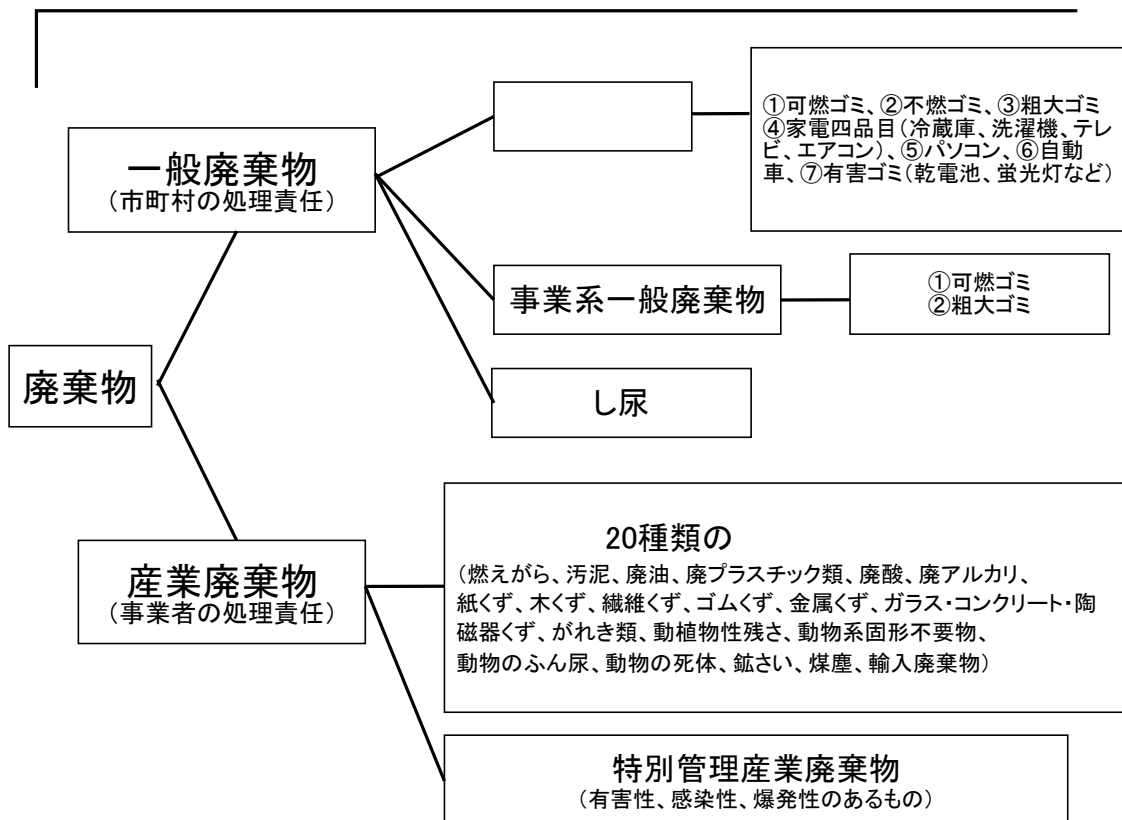


2

廃棄物処理法

- 廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
- 廃棄物とは
 - ▶ 自ら利用したり他人に有償で譲り渡すことができないために不要になったもので
 - ▶ ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿などの汚物または不要物で、固形状または液状のもの
- 一般廃棄物
 - ▶ 産業廃棄物以外の廃棄物…家庭ごみと事業系ごみ、し尿
- 「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」
 - ▶ 爆発性、毒性、感染性など、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるもの
 - ▶ 収集から処分まで全ての過程において厳重に管理する

3
3

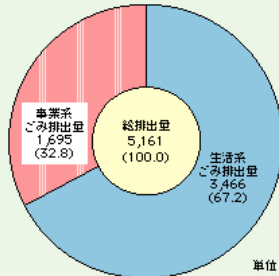


4

リサイクルの必要性

1-1-8図 生活系ごみと事業系ごみの排出割合

(平成15年度)



単位:万t
()内は%

(注) 自家処理量は生活系ごみ排出量に分類した。
(資料) 環境省



5
5

リサイクル関連法

■ 再生資源有効利用促進法(リサイクル法)

▶ 資源の有効利用を促進するために「 (廃棄物の発生抑制、製品の再使用、 の強化)」を定めた法律(1991年施行)

▶ 缶、アルミ缶、ペットボトルなどの の識別表示制度

■ 資源有効利用促進法(改正リサイクル法、2001施行)

▶ 対象となる10業種・69品目を指定し

□ 製品の設計と製造段階における 対策

□ 分別回収のための 表示

□ 事業者による ・リサイクルシステムの構築などを規定

▶ 消費者に対しても製品の長期使用・分別回収への などを要請



6
6

リサイクル関連法

■ 対象業種と品目

▶ 特定省資源業種…副産物の発生抑制などが求められる業種

□ パルプ・紙製造業、化学工業、製鉄・製鋼業、製錬・精製業、自動車製造業

▶ 特定再利用業種…再生資源・ の利用が求められる業種

□ 紙製造業、塩化ビニル管製造業、ガラス容器製造業、複写機製造業、建設業

▶ 指定省資源化製品…原材料などの使用の 、長期間の使用の促進、その他の使用済み物品などの発生の抑制が求められる製品



7

リサイクル関連法

■ 対象業種と品目

▶ 指定再利用促進製品…再生資源または の利用促進が求められる製品

▶ 指定表示製品…分別回収の促進のための表示が求められる製品

▶ 指定再資源化製品…自主回収および が求められる製品

□ 小型二次電池、パソコン

▶ 指定副産物… としての利用の促進が求められる副産物

□ 電気業の石炭灰、建設業の土砂・コンクリート・アスファルト・木材



8

リサイクル関連法

- ▶ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(95年制定)
 - 容器包装を取扱う事業者に対して 義務と 義務を制定
 - 効果的なリサイクルシステムの構築と運営⇒循環型社会の実現
- ▶ 包装容器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「 が分別排出し」「 が再商品化(リサイクル)」するという役割分担を規定

▶ 再商品化義務者に該当する事業者

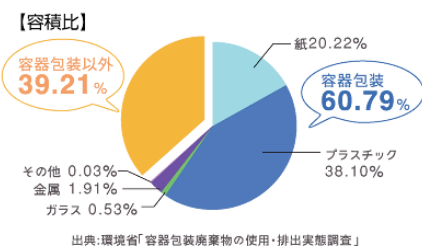
- ① 容器や包装を利用する中身製造業者
- ② 商品を販売する際に容器や包装を利用する
- ③ 容器の製造者
- ④ 容器や包装に入った商品の輸入販売業者
- ⑤ 容器を輸入する事業者



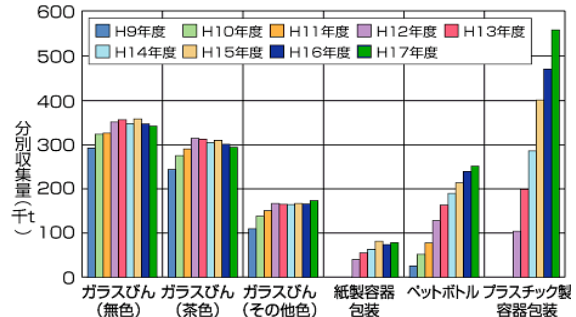
9
9

家庭ゴミのリサイクル

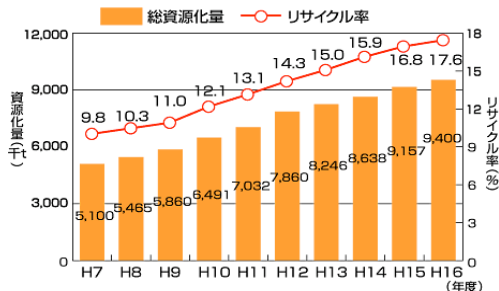
■家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合 (平成17年度)



■各種容器包装の分別収集量の推移



■一般廃棄物の総資源化量とリサイクル率の推移



□一般廃棄物、家庭ごみ及び容器包装廃棄物の排出量の推移

	h9年度	h12年度	h15年度
一般廃棄物の排出量(千t)	51,200	52,362	51,607
家庭ごみの排出量(千t)	35,228	34,372	34,656
容器包装廃棄物の割合(容積比%)	55.5	61.8	61.3
容器包装廃棄物の割合(重量比%)	22.6	23.7	23.3

➔ ケース:レジ袋の削減(資料参照)

10

リサイクル関連法

- - ▶特定家庭用機器(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫)廃棄物の効果的なリサイクルシステムの確立と、廃棄物の 回収を図るための法律(1998年制定)
 - ▶ 自治体 が収集、運搬及び再商品化等の料金を負担
 - ▶ 自治体 は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負う
 - ▶ 自治体 等は 製造業者 等(リサイクル)の義務を果たす
 - ▶家電リサイクル法は「廃棄物処理法」と「資源有効利用促進法」の特別法
 - ▶家電リサイクルの課題(資料参照)

11

11

リサイクルの現状



12

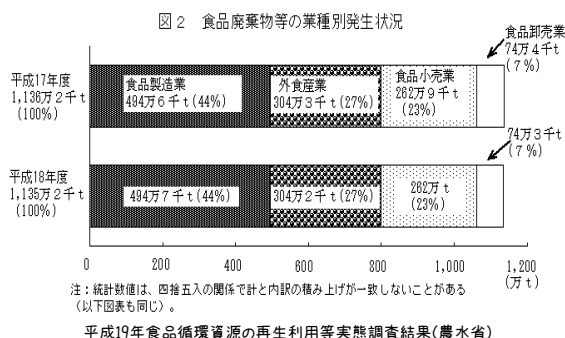
リサイクル関連法

食品循環資源再生利用促進法(2000年制定)

- ▶ 食品廃棄物の発生抑制と減量化を行ない、飼肥料などの原材料としての利用を進めることを目的とする法律
- ▶ 発生抑制、流通、外食などの関連事業者が目標・方策などの基本方針を策定し、製造、等に取り組む
- ▶ 食品廃棄物を再生利用促進も含まれる

食品廃棄物…計約2000万t/年

- ▶ 製造業495万t、流通業および外食業640万t、一般家庭1,134万t



- スーパーの売残り食材…約100kg/日、5～8000万円/年の処分コスト
- 新鮮さを求める消費者⇒値引きしても売れ残る
- 都市ホテルの残食…800～1000kg/日、25～30t/月
- 回収業者に処分委託⇒約60万円/月、微生物によるリサイクル・システム⇒約50万/月

13

13

リサイクル関連法

改正 法(2007年)

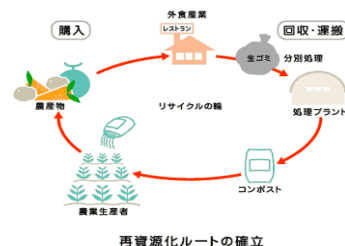
- ▶ 食品廃棄物を年間100t以上出す事業者に発生量やリサイクル状況の報告義務+の向上を求める
- ▶ 業種ごとにリサイクル率の目標設定

Lawson

- ▶ 1997年、神奈川県愛川町に堆肥工場を設置
- ▶ 2t/日の生ゴミで400kg/日の堆肥⇒契約農家⇒作物を弁当の材料に
- ▶ 関東(都内)広域の生ゴミ処理ノ原則
- ▶ 生ゴミはをつけること(Lawson)⇒特例措置による認可へ

生ゴミのリサイクル

- ▶ 企業の生ゴミは質が安定⇒リサイクルが容易ノ家庭ゴミは少量で多様
- ▶ 食品リサイクルの取組み(資料参照)



14

リサイクル関連法

- 法(2001年施行)
 - ▶国等による環境物品等の の推進等に関する法律
 - ▶公共機関に、グリーン購入推進の方針(調達方針)作成と「調達方針」に基づく環境負荷の低い物品(環境物品)等の調達を義務づけ、国等が率先してを推進するもの
 - ▶さらに事業者、国民にもグリーン購入の取り組みの輪を広げ、国全体の環境物品の購入等を促進し、持続的発展が可能な社会の構築を目指す
 - ▶1996年「グリーン購入ネットワーク(GPN)」設立…グリーン購入ガイドラインに基づいて環境負荷に配慮した商品の選定を行う (<http://www.gpn.jp/>)

15

15

循環型社会に向けた一般的課題

- 廃棄物の多様性⇒多様な の混在
 - ▶ によって廃棄物が全く異なる⇒環境問題への意識も異なる
 - ▶家庭、企業(食品、家電、建設、レジャー、外食、旅行)、漁業、農業、行政、学校…
- 要因にもとづく環境意識の差
 - ▶年齢・職業・居住地域(都心部、郊外の住宅地、地方都市、田舎、先進国、途上国)
 - ▶ex.)観光地…住民の清掃活動／ゴミを捨てる観光客⇒結果的に自分たちの遊び場を汚すことになる
- 解決策
 - ▶環境問題に関する の醸成
 - ▶自主性・ を引き出す仕組み
 - ▶個人レベルの限界⇒業界や地域レベルでの取り組み体制
 - ▶目的ではなく手段としての環境対策⇒環境活動をとおした企業(業界)や地域の将来像を描く

16

16

循環型社会に向けた一般的課題

- Scavenger -廃棄物をめぐる途上国の課題-

- 映画「神の子たち」「忘れられた子供たち-スカベンジャー-」
- 冊子「放浪-世界中の貧困と飢餓と戦争をなくすために-」